

<特例事業者について>

下記のいずれかの施設の要件を満たし、その施設で事業を実施する事業者であることとします。施設の要件を満たさない場合は、特例事業者としての上乗せを活用することはできません。

経営計画書(様式2)では、該当すると考える施設にチェックをつけ、該当するガイドライン名を記載してください。

自らが事業を実施する施設が指定ガイドラインに該当するかどうかは、それぞれの指定ガイドラインを一読し、ご判断ください。

ガイドラインはこちらから参照してください。 <https://corona.go.jp/>



ガイドライン一覧 (2020年6月15日時点) ※追加があれば随時更新します。

◆屋内運動施設	
要件: 屋内に運動施設が備えられており、指定するガイドラインに該当すると考えられる施設	
ガイドライン名	一般社団法人日本フィットネス産業協会が作成するガイドライン
◆バー	
要件: 次のいずれかに該当	
○風営法第2条第1項第2、3号または第11項に該当し営業許可を取得しており、指定するガイドラインに該当すると考えられる施設	
○風営法の深夜酒類提供飲食店営業の届出を行っており、指定するガイドラインに該当すると考えられる施設	
ガイドライン名	一般社団法人カクテル文化振興会、一般社団法人日本バーテンダー協会、一般社団法人日本ホテルバーメンズ協会が作成するガイドライン 一般社団法人ナイトクラブエンターテイメント協会、西日本クラブ協会、ミュージックバー協会が作成するガイドライン
◆カラオケ	
要件: 個室にカラオケ設備があり、指定するガイドラインに該当すると考えられる施設	
ガイドライン名	一般社団法人日本カラオケボックス協会連合会、一般社団法人カラオケ使用者連盟、一般社団法人全国カラオケ事業者協会が作成するガイドライン
◆ライブハウス	
要件: 音響設備が備えられており、指定するガイドラインに該当すると考えられる施設	
ガイドライン名	一般社団法人ライブハウスコミッション、NPO 法人日本ライブハウス協会、飲食を主体とするライブスペース運営協議会、日本音楽会場協会が作成するガイドライン
◆接待を伴う飲食店	
要件: 風営法第2条第1項第1号に該当し営業許可を取得しており、指定するガイドラインに該当すると考えられる施設	
ガイドライン名	全国社交飲食業生活衛生同業組合連合会が作成するガイドライン